

I. はじめに

Introduction

1996年(平成10年),鳥取県青谷町で道路建設にともなう本格的な遺跡の発掘調査が開始された。「青谷上寺地遺跡」と名づけられたこの弥生時代の遺跡からは、多くの土器、木器、鉄器、青銅器、石器、骨角器等の生活用具、あるいは祭祀に用いられたト骨や鳥形の木製形代などのほか、今から1800年ほど前の弥生人の脳や殺傷跡のある人骨も発見され、「弥生の博物館」とも呼ばれている。

遺跡では、水田跡等から稲作が行われていたことが確認されており、出土した骨角製のヤスやモリなどから漁業も盛んであったこと、あるいは多くの種類の動物の骨から狩猟も盛んであったことなどもわかっている。木、土、石、動物の骨など自然素材の特性を生かし緻密な工夫のなされた数々の用具から、自然の中で生きるための知恵とすぐれた生活技術を知ることができる。

土壌中に残されたプラントオパール(植物の枯死後に残る植物珪酸体)や花粉の分析結果から、周辺にはシイ・カシ等の照葉樹林やスギ・トチノキ等さまざまな樹種からなる森林が存在し、水辺や湿地にはヨシ属、ガマ属、ミクリ属、ミズアオイ属など多種類の草本植物が生育していたことが判明している。

この遺跡からは、イノシシ、シカ、アナグマ、サル、ムササビ、テン、ツキノワグマ、コハクチョウ、イヌワシなど数々の野生動物の骨が見つかっているが、中には、ニホンオオカミ、ニホンアシカ、ニホンカワウソなど、今では見ることのできない絶滅した種も含まれている。これらがいつ頃絶滅したのか、その正確な年代ははっきりわからないが、いくつかの種は古文書等から鳥取県にも江戸時代には生息していたとみられている。

これらから、当時の遺跡の周辺の海や川や森とそこに棲む多くの野生の生きものの姿、そしてその中で生きる人々の姿をおぼろげながら想像することができる。

自然は、時には荒々しい姿で人間に脅威を与えることもあったが、生存基盤として平素はさまざまな恩恵を与えてくれる存在であり、人々は自然とともに生きる知恵や技術を継承させていった。稲作は、四季の変化とともに自然に順応し自然と共存していく生活文化

を育てていった。

古来、それぞれの地域の自然と密接に関わる生業があり、それぞれの風土の中で特色ある地域文化を育ててきた。それは、地域の自然と共存し、持続的に循環する生活文化である。人は自然とともにあるものと捉え、そして畏敬をもって接する伝統的な自然観は、日本文化の基層でもある。

人は自然の一部として、本来、自然と共存しなければ生きてはいけませんが、人が生きていくために、その基盤である自然を大小の差はあれ、古い時代から改変・利用してきたのも事実である。青谷上寺地遺跡においても、河川の護岸のために、矢板として大量のスギ板が使用されており、出土した幅の広い大きなスギ板や数々の木製品から、当時の木材加工技術や土木技術の水準の高さとともに、低地の森林や湿地の利用が進められていたことがわかる。稲作の拡大とともに、田んぼや用水路ではメダカやトンボやホタルといった身近な生きものがその生息範囲を広げていったことなども想像しうる。

自然と調和した地域の風景は、農耕をはじめ山や川や海と永続的に関わる生活文化の中で形成・継承されてきたものでもある。

しかし、わが国の経済社会の近代化の中で、とりわけ経済の高度成長期以降において、物の豊かさや便利さが高まっていくその一方で、人間生活と自然との乖離が広がり、自然との関係も希薄化し、生物の多様性もしだいに失われていった。自然との関わりを失っていくことで、自然に畏敬や親しみをもって接する自然観はしだいに忘れられ、自然との長い関わり方の歴史の中で育ててきた伝統的な生活文化は衰退し、そのことが自然自体の劣化をまねくといった悪循環をなした。

地球上の多様な生物は、生命の誕生から長い生物進化の過程を経て、今日に存在している。野生動植物は、自然生態系の中でそれぞれ重要な役割を果たして



動物が線刻された木製琴の側板(青谷上寺地遺跡:弥生時代中期)

いる。生物の多様性は、人の生存基盤である自然生態系を健全に保持し、生物資源の持続可能な利用を図っていくための基本的な要素でもある。野生動植物が健全に生息・生育できる自然生態系は、私たちに多くの恵みを与えてくれる。たとえば、多様な野生の生きものが棲んでいる奥山の森は、水源を涵養し、県土を保全し、さまざまな自然の産物を提供し、豊かな自然とふれあえる場を私たちに提供している。川や湖や海も、そして身近な田園や里山も同様である。

今、自然環境の改変など人間活動の活発化の影響とともに、世界的に多くの種が絶滅したり個体数が著しく減少し、豊かな自然生態系が失われつつある。これは、どこか遠くの出来事ではなく、基本的にはそれぞれの地域に帰す問題である。回りの身近な自然の中にも、希少化しつつある野生動植物が増えていることにも現れているように、地域の野生動植物について考えていくことは、地域の生活文化の根っこの部分にある人と自然との関わりのあり方を考えていくことにもつながっている。

- - - - -

本書は、鳥取県の絶滅のおそれのある希少野生動植

物を保護していくための基礎資料として作成したものである。ただ、個々の種の保護の視点にとどまらず、自然の恵みを持続的に享受し、よりよい形で将来に引き継いでいくのに、具体的にどのようにすればよいのか、地域の自然との健全な関わりを再び築いていくための一つの参考になればと考えている。

内容は、専門家の意見を踏まえ、基本的に分布等もあえて可能な限り記載している。捕獲や採取による影響もあり、これを防いでいく必要があるが、配慮すべき対象の情報がないことが生息・生育環境の悪化や喪失等に結びついているケースがそれ以上に多いという現実に鑑みている。野生動植物の絶滅や自然生態系の衰弱を防ぐためには、それぞれの地域の人々がそれぞれの地域の自然のようすを知り、自然と関わる基本的なルールや技術を知ることから始めることが欠かせないと考えられるためである。

鳥取県は、2001年（平成13年）12月に、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定した。その条文は巻末に掲載しているが、本書もこの条例の趣旨の意図するところと同様である。

本書が、この条例とともに、鳥取県の自然を育み、将来の県民に継承していくための具体的活動のきっかけになれば幸いである。